

予防医学の根幹としての産業医活動



大阪府医師会理事

林 朝茂

大阪府医師会産業医部会は、昭和50年6月に設立され長い歴史の中で、産業保健に関する各種活動、産業医の育成ならびに資質向上のための研修会の実施、行政や各関係団体との連携など多岐にわたり積極的に取り組んできました。産業医研修事業および産業医認定事業に関しては、平成2年より開始された「日本医師会認定産業医制度」に基づき、研修会指定申請と認定産業医の新規申請・更新申請を行っています。

本会が産業医研修会を開催するにあたっては、部会内に「産業医研修カリキュラム検討委員会」を設置し、その時代のニーズに沿った研修会を企画立案してきました。令和3年3月末現在までに、本会を通じて日医に新規申請手続きを行い登録された認定産業医の累計は8,395人であり、更新申請手続きを行い登録された認定産業医の累計は17,089人になります。

産業医の業務は、現在では、安全衛生委員会への出席、職場巡視、健康診断の結果の確認と事後措置の実施のみならず、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックおよびその面接指導、職場復帰の支援、治療と仕事の両立支援、メンタルヘルス問題への対応など、以前と比べ業務が極めて増大しています。すべては説明できないですが、この中でも、安全衛生委員会への出席は重要です。そこでは、その企業の経営側の考え方を知ることができ、その事業場

の安全衛生上の課題を把握できる絶好の機会です。職場巡視の実施も重要です。作業や作業環境の把握と指示だけでなく、実施を通して職場の実際の雰囲気やどの部署がどのような仕事をしているのかを把握できます。また、こうした情報は復職支援の際にも役立ちます。健康診断の事後措置は、生活習慣病では、未病の状態でのアプローチが可能で、発症後の場合は早期外来受診につなげることができ、合併症が発症する前にアプローチが可能です。こうしたアプローチは産業医にこそ可能であり、一般外来とは違った医師としての醍醐味があります。

産業医の勤務形態としては、事業場と専属契約を行っている専属産業医と地域医療に貢献しながら嘱託産業医として活動される場合があります。後者が大多数です。つまり、医師会の先生方の貢献なしには我が国の産業保健制度は成り立ちません。今後も、大阪府医師会は会員の先生方とともに、大阪府下の産業保健活動に貢献してまいりたいと考えております。